

		4/13～17	4/20～24	4/27～5/1	留意事項
1. 臨時休業期間の学習	(1) 学習課題の提示・回収や児童生徒の実態把握におけるICT等の活用	 <p>ICT環境が整っている場合には、臨時休業期間中の学力の維持・向上や学級経営等のため、例えば、以下のようなICTの活用方策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校のHPやメールにより児童生徒に学習課題を提示し、メールで提出させて履修状況を確認の上、新たな課題を提示。 ②これまでに学習した内容の定着を図るため、当該内容に係る動画を作成し、YouTube等に限定公開設定でアップロード。 ③児童生徒へのメッセージを込めた動画を、YouTube等に限定公開設定でアップロード。 			<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、昨年度の未指導部分の指導を行うことについては、「知識及び技能の定着のための学習など家庭学習を課すことで補うことが可能な部分については、家庭との連携を図りながら家庭学習により対応し、学校において児童生徒の学習状況を把握するような工夫も可能」と国から示されている。
	(2) 登校日の設定等を通じた児童生徒の学習状況、健康状態等の把握	 <p>例えば、1週間程度を単位に、「学習課題の提示→回収・確認」のサイクルを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校日に児童生徒の学習課題を提示 ・家庭での学習状況や成果を確認し、次の登校日に新たな課題を提示 <p>学習課題の提示 ★ → 新たな課題の提示 ☆ → ★ → 新たな課題の提示 ☆ → ★ → 新たな課題の提示 ☆ → ★</p> <p style="text-align: center;">学習状況や成果の確認 学習状況や成果の確認 学習状況や成果の確認</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・主たる教材である教科書に基づく学習課題を児童生徒の実態に合わせて提示する。 ・「学習課題の提示→学習状況や成果の確認」のサイクルを効果的に行う。 ・登校日の設定については、必要最小限にする。登校日を設定しない場合は、ICTや電話の活用等により学習課題の設定・指導や補習を行う。
	(3) 特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握・支援計画等の検討	<p>特別支援学級に在籍する児童生徒や、日本語指導を必要とする児童生徒などについては、登校日等の機会を活用して児童生徒の状況を把握する。例えば、臨時休業期間中に、保護者や関係機関とも連携・協働して、個別の教育支援計画や、個別の指導計画の作成に着手する。</p>			
2. 臨時休業終了後を見越した指導計画の見直し等	(4) 臨時休業終了後を見越した年間指導計画の再検討	 <p>前年度の未指導の学習内容及び今年度の学習内容を指導するために、従来作成していた年間指導計画では授業時数が不足すると見込まれる場合、まずは、従来の計画における余剰時数を活用。それでも授業時数が不足する場合は、時間割編成の工夫や学校行事の削減等、夏季休業期間の短縮等に対応する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態により当該授業時数を下回った場合も、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない。
	(5) 修学旅行等の学校行事の見直し	<p>(4)の結果を踏まえつつ、必要に応じて、学校行事の見直しに着手。特に、修学旅行については、多くの学校で5月末から6月にかけて実施予定であったことから、早急な見直しが必要。</p>			
3. 校内研修の実施	(6) 校内研修の実施	<p>今後、校内研修にも活用しうる各種の研修資料を県教委から各市町村に示す予定。こうした資料も活用して各学校で校内研修を実施。</p>			<p>(参考) 今後配布予定の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の学力を伸ばした教員の授業動画資料 ・主体的・対話的で深い学びの推進に係る校内研修モデル資料